

事務連絡
令和4年6月17日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告における紹介率及び逆紹介率の報告について（周知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和4年4月1日付けで施行されたことに伴い、外来機能報告（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の18の2第1項及び法第30条の18の3第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）が本年10月から開始される予定です。

さらに、「外来機能報告等に関するガイドライン」においては、外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場において協議を行い、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う紹介受診重点医療機関を明確化することとしており、協議において、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準の適合状況のほか、紹介・逆紹介の状況等を踏まえて議論することとしています。

協議に当たり参考にする紹介率・逆紹介率については下記のとおりであるため、これを御了知いただくとともに、管下の医療機関及び関係団体に周知をお願いします。なお、外来機能報告を円滑に実施可能とするため、必要に応じて、医療機関が紹介患者数及び逆紹介患者数の集計方法等に関して技術的な支援が受けられるよう、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会*と調整を行っており、併せて事務連絡を発出していることを申し添えます。

記

1. 令和4年度の外来機能報告では、令和4年7月の1か月間の紹介率及び逆紹介率を報告対象とすること。また、令和5年度の外来機能報告では令和4年7月～令和5年3月の9か月間、令和6年度以降は報告実施年度の前年度12か月間の紹介率及び逆紹介率を報告対象とする予定であること。
2. 有床診療所及び外来機能報告対象医療機関になった無床診療所については、「外来機能報告等に関するガイドライン」の記載のとおり、紹介率及び逆紹介率の報告は任意であること。
3. 紹介率及び逆紹介率の計算は「外来機能報告等に関するガイドライン」の記載のとおり、地域医療支援病院の定義を活用することとし、以下のとおりとすること。

$$\text{紹介率（％）} = \text{紹介患者数} \div \text{初診の患者数} \times 100$$

$$\text{逆紹介率（％）} = \text{逆紹介患者数} \div \text{初診の患者数} \times 100$$

* 保健医療福祉情報システムに関する技術の向上、品質および安全性の確保、標準化の推進を図ることを目的に、平成6年に関連企業により設立された工業会。

参考：地域医療支援病院における紹介患者数等の定義

(平成10年5月19日付け厚生省健康政策局長通知)

「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)

「初診患者の数」：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数(地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第三〇条の四に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。)

「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数
診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)

【連絡先】

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
外来・在宅医療対策室
E-mail : zaitaku@mhlw.go.jp